

経営者のための生命保険講座 第202回

今回のテーマ

生命保険の種類について①

会社経営のリスクマネジメントにおける生命保険。今回は、**定期保険**についてご紹介いたします。

定期保険は、ある一定期間を保障する商品で、保険期間中に亡くなられた場合、死亡保険金が支払われます。終身保険に比べ、安い保険料で高額な保障を得られる商品といえます。

定期保険には様々なタイプがありますので、いくつかご紹介させていただきます。

TYPE:1 更新型定期保険



仕組み

保険金支払 万一の場合、一時金で支払われます。

保険金額 保険期間満了まで、保険金額は一定です。

保険期間終了後は、保険会社の定める期間まで更新できます。

保険料 更新の都度、更新時の年齢で再計算されます。

ここがポイント!

保険期間が短いほど、保険料は安く設定されています。

更新時に、健康告知や診査は必要ありません。更新時には、その時点での年齢・予定利率等で保険料が再計算されるため保障額が更新前と同じならば、一般的に保険料が上がります。

TYPE:2 全期型定期保険



仕組み

保険金支払 万一の場合、一時金で支払われます。

保険金額 保険期間満了まで、保険金額は一定です。

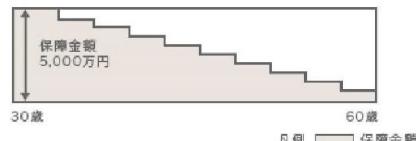
保険料 保険期間満了まで一定です。

ここがポイント!

更新がないので、保険料が途中で上ることがありません。

保険期間満了後も保障を継続する場合は、健康告知または診査が必要になる場合があります。また、保険料も再計算されます。更新型(TYPE:1)に比べて、当初の保険料が割高になります。

TYPE:3 遅減定期保険



仕組み

保険金支払 万一の場合、一時金で支払われます。

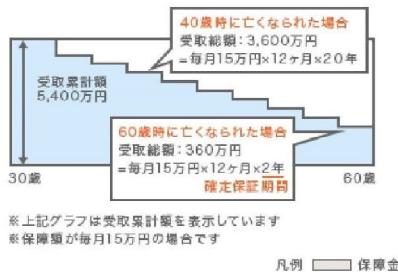
保険金額 毎年、一定額もしくは一定割合で保険金が減っていきます。減り方は、取扱い保険会社によって様々ですのでご注意ください。

ここがポイント!

通常、必要保障額は年々減っていくと言われます。

この必要保障額に合わせた形で保障を準備することができるため、低廉な保険料で保障を準備することができます。

TYPE:4 収入保障保険



仕組み

保険金支払 亡くなられた時点から保険期間満了まで、毎月もしくは毎年一定額が年金形式で支払われます。（一時金受取も可能です）

確定保証期間（保険会社により1年～10年）分は必ず保険金が支払われます。

※ 左の例では2年の確定保証期間があり、60歳時に亡くなられた場合その後2年間支払われます。

保険料 保険期間満了まで一定です。

ここがポイント!

通常、必要保障額は年々減っていくと言われます。この必要保障額に合わせた形で保障を準備することができます。受取方法が毎月もしくは毎年なので、最も低廉な保険料で合理的に保障を準備することができます。毎月（もしくは毎年）、一定額の収入が確保されます。

担当:伊藤 寛峻